

総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への
指定を求める意見書

国境離島の対馬は、朝鮮半島から約49.5kmの距離にあり、大陸と九州本土を結ぶ線とロシアが面する日本海から、中国が面する東シナ海を結ぶ線が交差する我が国の防衛上、大変に緊要な地点に位置している。

対馬周辺地域での安全保障上の動向については、中国は、我が国の尖閣諸島周辺での領海侵犯・領空侵犯を含め、東シナ海及び南シナ海の海空域力において、力による一方的な現状変更の試みを強化している。

ロシアは、ウクライナ侵略等、自国の安全保障上の目的達成のために、軍事力に訴える姿勢は顕著であり、我が国周辺においても軍事活動を活発化させている。

朝鮮半島においては、韓国と北朝鮮との大規模な軍事力が対峙している。また、北朝鮮は、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強しており、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

そして、中国とロシアの周辺地域における継続的な共同演習・訓練の実施、ロシアと北朝鮮の包括的戦略パートナーシップ条約締結など、軍事面における相互連携が強化されており、我が国の安全保障上の強い懸念であるとともに、緊迫度も増している。

このような動向を踏まえると、朝鮮半島における緊急事態発生時に備えて、在韓邦人の輸送及び国民保護法における避難措置のため、陸・海・空の自衛隊及び海上保安部が所在する対馬の防衛基盤の整備は、急務であると考えます。

よって、対馬の空港・港湾を総合的な防衛体制の強化に資する「特定利用空港・港湾」への指定を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日

長崎県対馬市議会

内閣官房長官	様
国土交通大臣	様
防衛大臣	様